# 外国人創業活動に関する特例について

R4.9.27WGヒアリング 出入国在留管理庁提出資料 ③外国人創業活動支援に関する特例

## 規制改革の内容

#### 現行

創業外国人の特例では、

- ・入国(上陸)
- 在留資格「留学」からの在留資格の変更

をする外国人を対象としている



#### 特例措置

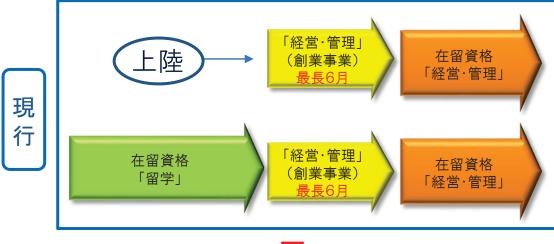
外国人起業活動促進事業(経産省事業) の期間内に起業に至らなかった外国人が、 国家戦略特別区域外国人創業活動促進 事業を活用することを認める



### 効果

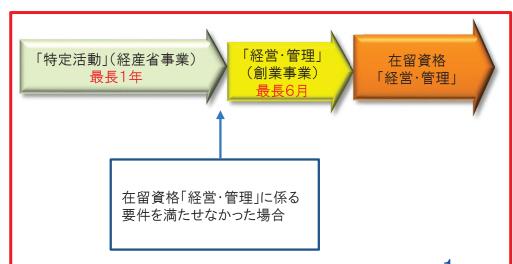
外国人起業家等の更なる受入れの促進

## 規制改革の概要





追加



# 創業人材等の多様な外国人の受入れ促進

(国家戦略特別区域法 第16条の6)

### 規制改革の内容

### 特例措置前

創業のため入国するには、入国時に、

- ・事業所の確保
- ・2人以上の常勤職員 又は 500万円以上の出資金等
- の要件確認が必要



### 特例措置

自治体が、事業計画を認めれば、入国時の要件確認を、6月間猶予



#### 効果

外国人起業家等の受入れ促進



# 【参考2】 外国人起業活動促進事業の概要(スタートアップビザ)

- 外国人起業家の呼び込みに向けて、経済産業省の定める告示に沿って地方公共団体から起業支援を受ける外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度を、2018年12月に開始。
- 地方公共団体の管理・支援プログラムを経済産業大臣が認定、地方出入国在留管理局が在留資格「特定活動」を付与。2022年8月現在、 福岡市・愛知県・岐阜県・神戸市・大阪市・三重県・北海道・茨城県・横浜市・仙台市・大分県・京都府・新潟県・兵庫県・渋谷区・浜松市 (計16団体)を認定。
- 2020年11月より、本邦の大学を卒業後、スタートアップビザを活用して在留する外国人起業家が一定の要件を満たす場合に、最長2年の在留が認められる在留資格への移行が可能となった。
- ●地方公共団体

管理・支援のプログラムの作成及び実施、外国人の選定

●経済産業省

地方公共団体が作成した管理・支援のプログラムの認定

●地方出入国在留管理局

在留資格「特定活動」の審査、許否の決定等

#### 特区制度

「経営·管理」(6月) (創業活動)

「経営·管理」

「経営・管

理」

#### 本制度

地方公共団体による管理・支援の下で行う起業のための活動 在留資格「特定活動」

(6月)

(6月)

1年以内に起業する見込みがあること。

6月以内に起業する確実 な見込みがあること。 (特区と同程度) 経済産業大臣は、**地方公共団体において以下のプログラムを** 実施する体制が整っていると判断した場合は、プログラムを認定。

地方公共団体

管理支援プログラム

外国人起業家

- ②告示の要件を満たすか審査。 **外部有識者に**意見を求める。
- ③起業準備活動計画確認証明書 を交付。
  - ⑤ 6 か月間管理・支援を行う。
- ⑦告示の要件を満たすか審査。 **外部有識者に**意見を求める。
- ⑧起業準備活動計画確認証明書(更新用)を交付。
  - ⑩ 6 か月間**管理・支援**を行う。

- ①**「起業準備活動計画」**提出
- ④地方出入国在留管理局に 提出し、同局が在留資格 「特定活動(6月)」を付与。
- ⑥更新**「起業準備活動計画**」
- ⑨地方出入国在留管理局に 提出し、同局が在留資格 「特定活動(6月)」を付与。

①在留資格「経営・管理」の要件を充足した場合、 地方出入国在留管理局が在留資格「経営・管理」を付与